

2010（平成22）年7月27日

JFRカード株式会社 代理人
弁護士 平井 慶一 先生

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
理事長 清水 巖
〒655-0022 神戸市中央区元町通6丁目7番10号
元町関西ビル3階
かげやま司法書士事務所内
電話 078-361-7201 FAX 078-361-7228
URL <http://hyogo-c-net.com>
〔本件に関するお問い合わせ先〕
神戸合同法律事務所
弁護士 辰巳 裕規
電話 078-371-0171・FAX078-371-0175



申入書

貴職からの平成22年6月23日付回答に対し、当法人は下記のとおり申し入れをいたします。

つきましては、本申入れに対する貴社のご対応について、本書面到達後2週間以内に文書にてご回答くださいますようお願いいたします。

なお、本書面並びに本申入れに対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容につきましても、これまで通り、すべて公表させていただきますので、この旨申し添えます。

第1 申入れの趣旨

改定後の手数料率を既に適用されている会員より、「④の返済方法」をとることを要望された場合には、既に適用された改定後の手数料率についても改訂前の手数料率を前提に取引を精算することを求めます。

第2. 申入れの理由

1. 当団体は、これまで貴社に対し、本件手数料解約告知は、手数料率という会員にとって極めて重要な取り決めについて大幅な不利益変更を行うものであり、しかも改訂前に既に利用した残高についてまで遡及的に改定後の手数料率を適用するものであることから、契約自由・私的自治の原則に反し、消費者契約法10条に抵触する不当条項に該当する旨を指摘して参りました。しかしながら、貴社は、リボルビング払いを利用中の会員に対する案内は複数回実施されているようですが、「①ないし④の返済方法」をとることの要望が無い限りは、本件改定に対する承諾をされたものと理解し、会員との「黙示の合意」に基づいて手数料率が変更された



ものとの取扱いを改めようとはしませんでした。

2. かかる取扱いは意思表示を擬制する会員規約15条に基づくものであることですが、かかる「意思表示擬制条項」は不当条項の典型類型であり、これを手数料率の大幅な引き上げに適用すること、しかも過去に利用したりボルビング方式の債務残高についてまで遡って改定後の手数料率適用することには極めて違和感を感じます。もっともかかる「意思表示擬制条項」は貴社のみならず、クレジットカード業界において残念ながら散見されるところです。従いまして、当団体と致しましては、割賦販売法その他の法令の改正提言等も含めて、クレジットカード取引全般における「意思表示擬制条項」の撤廃を求めていく所存です。
3. ところで既に貴社においては改定後の手数料率の適用が始まっておりますが、貴社も再度5月15日時点でリボルビング払いの利用残高がある会員で、かつ、4月16日以降6月15日現在までリボルビング払いを利用されなかった会員全員に対して、リボルビング払いの利用を継続するか、「④の返済方法」を選択するかの回答を求めるとのことです。そこで、今後、会員より「④の返済方法」を選択する旨の申出が存した場合には、その申出に応じることは勿論のこと、既に適用した改定後の手数料率についても改訂前の手数料率を前提に取引を精算することを求めます。この場合は、もとより会員には貴社の本件手数料改定告知に応じる意思がなかったことが明らかになるからです。

よって、当法人は貴社に対し、せめてもの措置として「申入れの趣旨」記載のとおり申入れをいたします。また、貴社が今後、今般と同じように手数料率の不利益変更等重要な契約条件の変更を行う場合には、意思表示擬制条項によることなく、カード会員から個別の明示の承諾を得る方法で行うことを要請いたします。

以 上